

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2021

月刊

# 中小企業レポート

4

No.533

長野県中小企業団体中央会



特集1

コロナ禍における総会・理事会の開催方法について

特集2

伝統的工芸品魅力アップ・創造事業成果報告

デジタル化投資、DX、カーボンニュートラル等  
事業者さまの成長戦略に

けんしん BANK

# 成長戦略促進 ローン



事業の持続可能性を高めるため、デジタル技術の活用や脱炭素等、  
新たな事業価値の創造を図るなど、成長戦略にかかわる資金として、お役立てください。

## 【主な例】

- デジタル化によるシステム導入資金
- 脱炭素等の環境負荷低減に関する設備資金
- 生産性の向上、新分野進出、新サービスの展開等に伴う資金
- 成長戦略に基づく土地購入、建物取得等にかかる資金
- 雇用促進、従業員教育にかかわる資金

※審査の結果、ご融資できない場合がございます。●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

けんしん BANK



知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2021

4

No.533

- 2 **特集1**  
コロナ禍における総会・理事会の  
開催方法について
- 10 **特集2**  
伝統的工芸品魅力アップ・創造事業  
成果報告
- 12 **中央会インフォメーション**
- 16 **全中インフォメーション**
- 17 **ズームアップ！組合の魅力発見**  
長野市権堂商店街協同組合
- 18 **好機逸すべからず**  
藤屋わさび農園有限会社（安曇野市）  
有限会社塩澤工芸（高森町）
- 20 **市町村のイチオシ！**  
茅野市
- 21 **街の法律家 行政書士に聞く**  
「外国人材受け入れと在留資格」

新コーナー！



〈表紙写真〉ハケ岳

ハケ岳は、南北約25km、東西約15kmに及ぶ、日本を代表する山岳。太古の火山活動によって誕生し、赤岳を最高峰に連なるその姿は、見る者、挑む者を圧倒する美しさがあります。

個性豊かな山々は、ルートも多彩。登るルートによってはもちろん、ひとつのルートのなかでも、厚く苔むした木々に囲まれた森、力強く続く岩稜、大小さまざまな池など、さまざまな顔を見せてくれます。

# コロナ禍における総会・理事会の開催方法について

全国中小企業団体中央会

新型コロナウイルス感染症拡大の懸念から、通常総(代)会や理事会について、会員の皆様から、例年とは異なる開催方法のお問い合わせが数多く寄せられています。そこで、全国中小企業団体中央会では、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続きFAQ」を作成しています。本特集では、感染防止対策を踏まえた総会等の開催に必要な情報をピックアップして掲載しますので、ご参考になれば幸いです。

総会運営の詳細につきましては、長野県中小企業団体中央会の担当者までご相談ください。

※本文中の「中協法」は中小企業等協同組合法、「中団法」は中小企業団体の組織に関する法律です。

## 1. 決算関係書類の作成について

### 問1

外出自粛等の影響により決算関係書類の作成等が困難になった場合、どのように対応したらよいか。

### 答

組合事務局では、会計年度終了後、決算業務や監査日程などのスケジュールを踏まえ、総(代)会の開催に向けて手続きを進めることとなります。

しかし、組合の役員や職員等が新型コロナウイルス感染症への感染や、感染拡大防止のための外出自粛要請などを受けて通常の業務体制が維持できないことにより、決算作業が遅れてしまうことも想定されますので、役員と協議し、総(代)会までのスケジュールを考慮しながら、業務を行ってください。

なお、法人税や消費税、源泉所得税に係る各種申請や届出など、申告以外の手続きについても、新型コロナウイルス感染症の影響により提出が困難な場合は個別に期限延長の取扱いをされることとなっているなど、各種措置が講じられています。

## 2. 監事会の開催が困難な場合について

### 問2

組合では、例年、監事会を開催している。できる限り集まることを控えたい場合、どうしたらよいか。

### 答

決算関係書類等の監査は、監事に監査に必要な書類を添えて依頼し、法定の監査期間において行うものです。一般的に「監事会」等と称して会議体を開いて実施している組合が多いと思いますが、会議体での開催は任意に行われているものであり、法令上求められているものではありません。

必要となる決算関係書類等を添えて監事に監査を依頼し、監事それぞれの所属企業あるいは自宅等



にて監査を実施していただき、監査が終了したら、監査結果を記載した「監査報告書」の提出を求めてください。

<留意事項>

- 事務局や担当理事は、監事からの質問や照会に対応できるように電話やメールが通じるようにしておいてください。
- 法定の監査期間を下回る期限を設けることはできませんが、監事が自主的に短期間で終了し、法定の期間内に理事に監査報告を行うことは可能です。
- 情報管理等には十分留意してください。
- 「監査報告書」は複数の監事がいて意見が異なる場合には監事毎に提出しなければならず、1枚にまとめる必要はありません。特定監事を1人に定めている場合は当該特定監事から、定めていない場合は監事全員から監査報告を受ける必要があります。

### 3. 総(代)会提出議案等を決議するための理事会開催について

**問3**

理事会の開催をできる限り集まることを控えたい場合はどのように対応したらよいか。

**答**

できる限り集まることを控えたい(=会議体として開催しないようにしたい)場合、定款の定めるところにより、いわゆる「みなし理事会」を実施することができます。

**(定款規定例) 監査権限限定組合のケース**

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

この方法を採用する場合は以下の流れで進めることが必要となります。

- ① 理事の1人(通常の場合は理事長)から全ての理事に向けて理事会の決議の目的である事項について提案を行う(提案書を発信)
- ↓
- ② 提案理事以外の全ての理事から理事会の決議の目的である事項についての同意を書面で受け付ける(同意書の返信)
- ↓
- ③ 全員の同意が得られた時点で理事会決議があったとみなされる
- ↓
- ④ 理事会議事録を作成する(中協法施行規則第66条第4項記載事項)

<留意事項>

- 1人でも提案事項に対する異議の意思表示があった場合には、有効な理事会決議があったとはみなされず、理事会を開催する必要がありますのでご注意ください(必ず理事全員が全ての提案事項に対して同意する必要があります)。

- 上記の定款規定例のように「電磁的記録により同意の意思表示」との定めがある組合は、電子メール等での記録が残る媒体での同意の意思表示も可能です。
- 多くの組合の監事は監査範囲が会計監査に限定されていますが（上記定款規定は監査権限限定組合の場合）、業務監査権限が付与されている監事がいる組合では、監事に決議の目的である事項の提案と同意を求める必要があります（監事から異議が出た場合はみなし理事会は認められないためです）。

《参考》 いわゆる「みなし理事会」とは

いわゆる「みなし理事会」とは、中協法第36条の6第4項に規定された「理事会の決議の省略」を指し、事前に定款に定めることにより、理事会を実際に会議することなく実施する方法です。理事会の議案について理事全員が書面等で同意したとき、理事会の決議があったとみなすことができます。「持ち回り決議」とも呼ばれます。

以下、「みなし理事会」に関する「新しい中小企業組合制度への対応のための100問100答（平成20年9月）全国中小企業団体中央会」からの抜粋です。

**(問 97)** 理事全員が同意した場合には理事会決議を省略できることとなりましたが、これと理事会への書面出席とはどう違いますか。

**(答 97)** 下表は、「理事会への書面出席」と「理事会決議の省略」を対比したものです。

	理事会への書面出席 (書面決議)	理事会決議の省略 (みなし理事会・持ち回り決議)
効力発生要件	定款記載が前提 (相対的必要記載事項)	定款記載が前提 (相対的必要記載事項)
招集手続	必要	理事全員の同意(議案に対する全理事の賛成)により、不要
議事録の作成	必要	必要

これらとは別に、本来、理事会に報告すべき事項について、「理事全員に通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない」旨の規定が設けられています。この規定を適用するに当たっては、特段の定款規定を前提とするものではありませんが、報告の内容等を記載した議事録を事後的に作成しなければなりません。

**(問 98)** 理事会への書面出席者は議事録に署名又は記名押印の義務がありますが、いわゆる「みなし理事会」の場合、書面等により同意の意思表示をした理事は議事録に署名又は記名押印の必要がありますか。

**(答 98)** 理事全員が同意し、議案について可決決議があったとみなされる「みなし理事会」の場合の理事会議事録の記載事項については、施行規則に規定されており、

- ①「理事会の決議があったものとみなされた事項の内容」
  - ②「①の事項の提案をした理事の氏名」
  - ③「理事会の決議があったものとみなされた日」
  - ④「議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名」
- を記載することとなっています。

しかし、理事会に出席した役員が存在しないということから、通常の理事会議事録に記載が求められている「理事会に出席した役員等又は組合員の氏名又は名称」の項目は施行規則に規定されていませ

ん。したがって、「みなし理事会」における理事の議事録への署名又は記名押印は不要となります。<sup>(※)</sup>  
 ※代表理事の選定を行った場合の議事録への記名押印については、登記手続きで特別な取扱いがなされておりますのでご注意ください。(提案事項に対して同意書に認印を押した場合又は電磁的記録による同意の場合は以下ご参照ください)

旧代表理事の去就状況	記名押印方法
代表理事が重任(新旧同一人物)の場合	代表理事のみ押印(法人届出印)
旧代表理事が新理事に留まる場合	新理事全員の押印 ・旧代表理事の新理事：法人届出印 ・新代表理事、他の新理事：認印
旧代表理事が新理事に留まらずに退任する場合	新理事全員の押印(実印) + 印鑑証明書の添付

#### 《参考》 理事会をテレビ会議で開催することは可能か。

理事会をテレビ会議方式のみで開催することについては、電磁的方法による手続きが導入された書面一括法による改正中協法では盛り込まれませんでした。が、中小企業庁経営支援部長通達（平成13年3月28日付け平成13・03・23中企第14号）により可能となっています。

同通達では、定款への記載等は求められませんでしたので、理事会規程などで何らかのルールづけを行った方がよいと考えますが、規程制定は理事会議決事項であるため、同通達が求める要件を満たす方式によって開催され、その場で理事会メンバーが合意すれば、事前の定めなく実施することは可能と考えます。

#### [テレビ等を利用した会議方式による理事会の開催要件]

- 理事間の協議と意見の交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっているという条件が満たされていること。
- 理事会の席上、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが理事間で確認されること。
- 理事会の途中でテレビ会議システム等に故障が生じた場合には、的確な意見表明が互いにできる仕組みとはならず、このシステムによる出席者全員による理事会ではなくなるため、1つの場所に会合していた者により、理事会の成立要件が満たされたとしても、その出席者による理事会の議決として無効となる。

※「バーチャルオンリー型総会」の開催について

「バーチャルオンリー型総会」は、現在法律上は認められていませんが、5月上旬に省令が改正されて公布・施行となり開催が可能となる予定です。しかし、組合等が実際に開催する場合は、定款変更が必要となります。

## 4. 総(代)会の開催について

### 問 4

感染拡大防止による外出自粛要請を受けたが、通常総(代)会の開催についてどのように対応したらよいか。

### 答

中小企業組合の通常総(代)会は中協法第46条(総会の招集)により規定され、法律上必置の意思決定機関であり、不要不急の行為には該当しないため、感染拡大防止への対策をとりながら開催する必要があります。総(代)会の開催を中止することはできません。



(総会の招集)

第46条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。

なお、定款で、書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を規定している組合においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になります。

このように、本人出席者を最小限とした形での会議体としての総(代)会を開催したいと考えた場合には、招集通知で議案を示すとともに、決算関係書類及び事業報告書等を提供(法律で提供が義務づけられています)し、さらに、書面での議決権行使や代理人による議決権行使のため、書面議決書や委任状を同封して、返送してもらう必要があります。

<留意事項>

- 総(代)会開催場所への本人出席が必要と思われる方は以下のとおりです。
  - ・議長(総(代)会内で、出席した組合員(総代)から選出してください)
  - ・組合役員(総(代)会での議案質問に対する説明義務があります。議事録作成を担当する理事も必要です。)
  - ・委任を受ける対象者(受任可能数や対象者の範囲は定款を確認してください。受任者がいない委任状は無効となります。議長への委任不可。)
  - ・役員選出を伴う場合は選挙行為を管理する者(投票の立会人や指名推選を想定する場合の選考委員2名以上)
- 議事では定足数を満たすことが必要です。総(代)会は、適法な招集手続を経たうえで、出席した組合員(総代)(議長を除く)が議案ごとに定足数を満たさなければなりません。これは、総(代)会の議決が有効になされるための前提条件となります。

(総会の議事)

第52条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第49条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第3項に規定する場合は、この限りでない。

また、総(代)会の定足数は、特別議決(定款変更等)を要する事項については総組合員(総代)の半数以上の出席が必要であると法律に規定されています。しかし、その他の議決事項(事業報告書及び決算書の承認、事業計画・収支予算案や賦課金徴収に関する議案等)については法律に特別の定めはありませんが、定款に定めている組合が多く、定款記載の定足数に達しているかを確認する必要があります。

- 議長は、総(代)会の議決に加わることはできませんが、普通議決事項(事業報告書及び決算書の承認、事業計画・収支予算案や賦課金徴収に関する議案等)について可否同数の場合は「議長の決するところによる」とされており、議決権の行使ができない代わりに、特別に議長に可否の決定権が与えられています。

なお、他の組合員の代理人となって議決権を行使することもできないため、総会において委任状の相手が議長に選任された場合、その議決権は無効になります。

○代表理事への委任状については、代表理事に委任したい組合員が定款記載の委任可能人数を超えた場合や代表理事が議長に選任された場合の議決権は無効になります。

#### 《参考》 現実の会議体としての開催の必要性

中協法上、総(代)会は、「当然に日時及び場所を示すべき」(全国中央会「中小企業等協同組合法逐条解説(第二次改訂版)」P.252参照)とされています。

また、会社法には第319条(株主総会の決議の省略)の規定があり、書面のみでの株主総会決議が認められています(いわゆる「みなし決議」)が、中協法及び中団法では、人的結合体であるという観点から当該規定が導入されなかったため、会議の目的である事項を示した上で招集し、実際に開催することが必要となります。そのため、総(代)会について、現実の会議体を置かず、書面のみでの実施や当該場所に存しない出席方法のみでの実施をすることはできません。

#### 《参考》 総(代)会をテレビ会議等で開催することは可能か。

前述のとおり、書面一括法による中協法改正では、理事会と同様、総(代)会についてもテレビ会議方式のみで開催することは盛り込まれませんでした。他方、理事会をテレビ会議方式のみで実施することは中小企業庁の通達によって可能となっていますが、総(代)会を現実の会議体を置かずにテレビ会議方式のみで実施することはできないと解されていますので、総(代)会への一部の出席方法としてテレビ会議方式を活用することが適切と思われます。

その場合の総(代)会の開催場所は議長が存する場所が相当し、テレビ会議方式での出席者は「当該場所に存しない出席方法」に該当することになりますので、それぞれについて議事録に記載してください。

## 5. 役員選出を伴う総(代)会の開催について

### 問5

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、通常総(代)会を少人数の本人出席により開催する場合の役員選出はどのように対応したらよいか。

### 答

役員選出を伴う通常総(代)会を少人数の本人出席により開催する場合、役員選挙において、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使によって成立させることも可能です。

一方、組合員は中協法第11条第2項により、書面による選挙権の行使(以下「書面投票」)をすることができることとされ、書面投票者も総会の出席者に含まれます(同条第4項)。したがって、書面投票の方法は、中協法第35条第8項で求められる無記名性が担保されているよう投票方法を工夫すれば実施は可能となります。

例えば、次のような方法であれば、書面投票済みの者の管理と無記名投票の担保の両立が可能であり、書面投票の方法により役員の選出が可能となるものと考えます(選任制(中協法第35条第13項)を採用する組合を除く)。

#### [事例 ～書面により議決権とともに選挙権を行使する方法～]

○内封筒と外封筒の2種類の封筒を利用し、外封筒には組合員の氏名等を記入する欄を設け、内封筒

は無記名を徹底させることを前提に、「議決権行使書」と役員選出のための「投票用紙」を別々にした段階で誰が書面投票済みであるのかが分かるようにします（議決権行使書は、議決権行使状況の集計作業のため別々にまとめる必要があります）。

- 無記名の内封筒に投票用紙を入れて封をし、これを更に投票者の名前が記載された外封筒に入れて管理します（外封筒のみ開封し、内封筒を混ぜ合わせるにより投票者が特定できなくなります）。このことにより、無記名投票を担保することが可能となると考えます。

#### <留意事項>

- 選任制を採用する組合では、総会出席者のうち3分の2の同意により他の投票方法（起立や挙手など）が認められない場合、無記名投票を行うこととなりますので、書面による議決権を行使する場合には、二重封筒など上記のような工夫が必要と考えます。

## 6. 総(代)会開催時期の延期手続きについて

### 問6

事前手続きが進んでいないため、総(代)会の開催時期を延期したいが、どのような手続きをとる必要があるか。

### 答

法律上は年1回の通常総会が求められていますが、開催時期については、多くの組合が「通常総(代)会は毎事業年度終了後○月以内に、理事会の議決を経て、理事長が招集する。」と規定しており、招集時期は、納税時期を考慮して2ヵ月又は3ヵ月以内と定めている場合が多いです。

設問1. のように事前手続きができない場合や、多数の組合員(会員)がいる組合等では、開催することにより感染リスクが高くなると考えられる場合であって、書面等での議決権の行使を定款で定めていない場合など、定款に定める期間内に通常総(代)会を開催することができない状況が生じ、やむを得ず延期を検討する場合には、認可行政庁と相談して延期について了承を得てください。

総(代)会の開催を延期する場合の手続きについての中協法上の定めは特にありませんが、総会の招集は理事会で決定することが定められているため(中協法第49条第2項)、少なからず理事間で共有するとともに、組合員には、定款記載の招集期限以内に開催できず延期すること及びその理由(可能であればおおむねの開催時期も記載)を組合事務所に掲示する、広報誌などに掲載する、文書にて通知するなど可能な方法により、知らせることが望まれます。

そして、通常総(代)会を開催することが可能な時点で直ちに実施してください。延期をした総(代)会の実施にあたっては、総会の開催を決定する理事会を開催し、定款の手続きに従って、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載し、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書とともに招集通知を発してください。

組合等の規模、組合員の分布状況(地区)、定款規定などにより対応が異なりますので、ご不明な点は、中央会にご相談ください。

#### <留意事項>

- 理事は、開催が可能となった後に速やかに通常総(代)会を開催しない場合には、中協法第35条の3(組合と役員との関係)において準用する民法第644条の規定に抵触することのないよう留意してください。理事が善良なる管理者の注意をもって職務を執行する義務を果たしていない場合は問題となります。



- 総代の任期が切れた場合又は組合員数が201人を割った場合、総代会を開催できない状況にあることから、議案審議は総会において行うこととなります。
- 延期をした総(代)会の議事録には、延期した理由、認可行政庁の延期了承の旨や延期にかかる組合員への周知方法(組合事務所掲示、機関誌掲載、文書通知等)などについて記載してください。
- 行政庁に対する決算関係書類の提出(中協法第105条の2)については、やむを得ない理由により、通常総会の終了日から2週間以内に提出することができない場合には、中協法施行規則第187条第3項の規定により、あらかじめ様式第32による申請書に理由書を添えて申請し「行政庁の承認」を受けて提出期限を延期することが認められています。
- 役員の変更の届出(中協法第35条の2)については、施行規則第61条で延期措置はなく、役決め理事会を開催してから2週間以内に届出がない場合、罰則規定(中協法第115条第1項第十一号)があることから留意が必要です。

## 7. 役付理事選定のための理事会開催について

### 問7

少人数の本人出席者で総(代)会を行った当日に役付理事の選定をしたい場合、どのように対応すればよいか。

### 答

総(代)会が終了した当日に、代表理事(理事長)をはじめとした、いわゆる役付理事の選定のための理事会を開催する場合には、新任の理事全員に招集手続き省略の同意を得るとともに、理事会の定足数(理事の過半数)を満たすことが必要です。

定足数を欠く場合(理事の過半数の本人出席がない場合)や招集手続き省略の同意が得られなかった場合には、後日、改めて役付理事選定のための理事会を開催する必要があります。その場合、設問3.に示した「みなし理事会」により実施することも可能です。

#### <留意事項>

- 業務監査権限を監事に付与している組合が理事会の招集手続きの省略を行う場合、新任の監事全員の同意も必要になります。
- 総(代)会において役員選出を行った後、総(代)会を一時中断し、新たに選出された就任前の理事による理事会を開催して役付理事を選定することは、議決に参加できる資格がない者による不適切な理事会手続きとされるため、代表理事変更の登記申請が受理されないおそれがあります。ただし、総(代)会開催時、現任の理事と新たに選出された理事が全員同一の場合(一切の変動がない場合)は、現任の理事の地位によって就任後における役決めを「予選」する理事会を開催することは妨げられていません。

# 特集2 令和2年度 伝統的工芸品産業後継者育成・ 販路開拓支援事業

～ コロナ禍での後継者育成・販路開拓を図る ～

長野県中小企業団体中央会は、昨年まで長野県内の伝統的工芸品を支援するために実施していた「伝統的工芸品産業魅力アップ・創造事業」の継続的な支援を行うための事業として「伝統的工芸品産業後継者育成・販路開拓支援事業」の委託契約を長野県と締結、コロナ禍の中、後継者育成と販路開拓に取り組んだ内容について紹介したい。

## 後継者育成・確保 ～技術伝承講習会～

### ■伝統工芸技術伝承講習会

各産地において、伝統工芸士などの熟練技術者等を講師に、伝統技術・技能の継承や担い手の確保を図るために県内の5産地において講習会が開催された。

対象としたのは経済産業大臣指定7品目のうち「木曾漆器」「内山紙」、長野県知事指定21品目のうち「長野県農民美術」「信州竹細工（戸隠中社）」「小沼箒」。



内山紙の講習の様子

#### ■長野県農民美術（長野県農民美術連合会）

- ・回数 6回
- ・内容 幾何学模様彫刻養成講座
- ・参加者 16名

#### ■木曾漆器（木曾漆器工業協同組合）

- ・回数 6回
- ・内容 蒔絵・彩漆講習会
- ・参加者 23名

#### ■小沼箒（小沼ほうき振興会）

- ・回数 3回
- ・内容 小沼箒作成伝統技術の伝承
- ・参加者 6名

#### ■内山紙（内山紙協同組合）

- ・回数 7回
- ・内容 手漉き内山障子紙の伝統技術の伝承
- ・参加者 4名

#### ■信州竹細工（戸隠中社竹細工生産組合）

- ・回数 5回
- ・内容 戸隠竹細工製作技術の伝承
- ・参加者 8名



小沼箒の講習の様子



信州竹細工の講習の様子

## 販路開拓 ～夏の特選品展、東京都組合まつりin Tokyo 出展～

### 夏の特選品展

～新型コロナウイルスを吹っ飛ばせ～



新型コロナウイルス感染症による拡大防止の観点から、木曾漆器の産地において毎年6月に開催される漆器祭が中止となった。コロナの影響が続き、観光客も少なく、消費行動が限定的であることから、このような状況を打破して、木曾漆器が元気を出して頑張っている姿を県内外に発信するために、今年の夏、特選品展を開催、木曾漆器の商品の展示販売を行った。

- ◇開催日 令和2年7月23日～8月31日
- ◇場所 塩尻市「木曾くらしの工芸館」
- ◇入場者数 1,754名
- ◇展示販売数 16社 約250種類

### 東京都組合まつりin Tokyo 出展

東京と全国の中小企業組合が集結して普段なかなか接点のない産業を「見て」「知って」「楽しんで」もらうため東京都中小企業団体中央会が企画・運営を行った組合まつりに出展した。

今回は、コロナ禍での実施となったため、Webを活用したオンライン開催となった。

主な内容は、動画によるPR、ヴァーチャル展示会の開催であった。

◇日程 令和3年1月26日～2月25日

◇場所 組合まつりin Tokyo (Webサイト)

◇期間中のアクセス数 30,832件





# 令和3年度(2021年度) 経済産業関係税制改正のポイント

## 1. 「新たな日常」に向けた企業の経営改革を実現する投資促進

### (1) カーボンニュートラル実現に向けた投資促進

- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、企業の脱炭素化投資を加速するため、i) 脱炭素化効果が高い製品の生産設備や、ii) 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に、**最大10%の税額控除**等を講ずる。

### (2) DX(デジタルトランスフォーメーション)投資の促進

- ・デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、全社レベルのDX計画に基づく、**クラウド技術を活用したハード・ソフトのデジタル関連投資に、最大5%の税額控除**等を講ずる。

### (3) 繰越欠損金の控除上限の引き上げによる投資促進

- ・厳しい経営環境の中で、赤字でも努力を惜しまず、カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編に向けた投資を行う企業に対し、コロナ禍で生じた欠損金に限り、**繰越欠損金の控除上限(現行50%)を、最長5年間、投資額の範囲で最大100%まで引き上げる**。

### (4) 研究開発投資の底上げと、企業のDXを促進する研究開発の推進

- ・研究開発税制について、i) コロナ禍の厳しい経営状況の中(売上2%以上減)、研究開発投資を増加させる企業に対する**税額控除の上限引き上げ(25%→30%)**、ii) DX促進のため、**クラウド提供型のソフトウェアに関する研究開発の対象追加**等を講じた上で2年間延長する。

### (5) 企業の機動的な事業再構築を促すための株式を対価とするM&Aの円滑化

- ・株式を対価としたM&Aを行う際、対象会社株主の**株式譲渡益への課税の繰延措置**を、事前認定不要な**恒久措置として創設**する。(総額の20%まで現金の活用も可能)

### (6) 車体課税(エコカー減税、環境性能割)の見直し・延長

- ・エコカー減税・環境性能割の見直しについて、2030年度燃費基準に切り替えつつも、**減税対象割合が現行と同じ(新車台数の)約7割となる基準を維持**するとともに、今年度末で期限が切れる**環境性能割の臨時的特例措置(▲1%)を9ヶ月間延長**する。
- ・自動車関係諸税について、保有から利用への変化等を踏まえ、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について検討を行う。

### (7) 人材確保等を促進する税制

- ・中堅・大企業向け賃上げ税制を改正し、**新規雇用者(新卒・中途採用)**の給与等支給総額を前年度より**2%以上増加させた場合、その給与等支給総額の15%を税額控除**する措置を講ずる。(教育訓練費20%以上増加で、さらに5%上乘せ)

## 2. コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活性化

### (1) 中小企業の経営資源の集約化(M&A)に資する税制の創設

- ・ M&Aによる規模拡大を通じた中小企業の生産性向上と、増加する廃業に伴う**地域の経営資源の散逸の回避**の双方を実現するため、経営資源の集約化を促進する税制を創設する。
- ・ 具体的には、以下の**3つの措置をセットで適用することを可能とする**。
  - ① M&A実施後のリスクに備える**5年間の据置期間付の準備金**
  - ② 最大10%の税額控除等の**設備投資減税**
  - ③ M&A実施後の**雇用確保を促す措置**として、給与等支給総額を前年度より2.5%以上増加させた場合、その増加額の最大25%を税額控除

### (2) 様々な中小企業の設備投資支援を強化

- ・ 中小企業の生産性向上や、DXに資する設備投資を後押しすべく、**中小企業経営強化税制**を2年間延長(10%の税額控除等)するとともに、**中小企業投資促進税制**を商業・サービス業・農林水産業活性化税制と統合した上で**2年間延長**(7%の税額控除等)する。
- ・ 地域経済を牽引する企業向けの**地域未来投資促進税制**(5%の税額控除等)に、新たに**サプライチェーン強靱化の類型を追加し**、2年間延長する。
- ・ 激甚化する災害や感染症の事前対策に資する**中小企業防災・減災投資促進税制**(特別償却20%)の**対象設備を追加し**、2年間延長する(停電時の電力供給装置、重要設備のかさ上げに用いる架台、サーモグラフィ)。

### (3) 中小企業の経営基盤強化、雇用者の所得拡大を支援

- ・ **中小企業軽減税率**(所得800万円まで、法人税を19%から15%に軽減)を**2年間延長**する。
- ・ **所得拡大促進税制**について、**企業全体**の給与等支給総額を増加させた場合(前年度比1.5%以上)、その増加額の15%を税額控除(2.5%以上増加等で、さらに10%上乘せ)する制度とした上で、2年間延長する。

### (4) 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置

- ・ 土地の固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、令和3年度は、評価替えを行った結果として、**課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度の税額に据え置く措置**を講ずる。

## 3. 更に加速する社会のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備

- (1) **国際課税の見直し**：2021年半ばに見込まれる国際合意や、その後の国内法化においては、我が国企業に過度な負担を課さないよう配慮しつつ、国際競争力の維持・向上につながるものとすべく取り組む。
- (2) **納税環境のデジタル化**：タイムスタンプ要件の大幅緩和(3日⇒2ヶ月以内)、事前承認や定期検査の廃止など、電子帳簿保存法に係る**要件等についてデジタル化に資する緩和**を行う。
- (3) **ガス事業の収入金課税の見直し**：2022年に導管部門が法的分離するガス供給業の法人事業税について、他エネルギーとの競合や新規参入状況等を考慮しつつ、**課税方式の見直し**を検討する。

## 3月9日は「松本山賊焼の日」

～松本食堂事業協同組合青年部～

松本地方の郷土料理である山賊焼の普及に取り組む松本山賊焼応援団は、3月5日から9日までの5日間、アイシティ21において松本市内10店舗の山賊焼を集めた食べくらべ「松本山賊焼まつり」を開催しました。



松本山賊焼応援団は、松本食堂事業協同組合青年部が山賊焼を地元に残る食文化としてPRを重ね、その後、松本山賊焼を愛し、応援する市民や事業所が集まる団体として2012年に設立されました。例年3月9日の「松本山賊焼の日」に合わせて行っていたイベントは、新型コロナウイルス感染症の影響で中止せざるを得なかったものの、各店自慢の味を自宅で楽しんでもらおうと井上百貨店の協力で開催する運びとなりました。

## 事業再構築補助金等の説明会を開催

3月16日、長野市「ホテルメトロポリタン長野」にて、本会主催で、事業再構築補助金をはじめとする各種支援策の説明会が行われました。

関東経済産業局産業部中小企業課 総括係長の山中和久氏より、事業再構築補助金の概要や申請方法、活用事例、その他にもコロナ対応に活用できる各種支援策等についてお話いただきました。

続いて、長野県産業労働部産業立地・経営支援課課長補佐兼中小企業支援係長の太田伸幸氏より、事業再構築補助金やものづくり補助金に上乗せして補助する長野県の支援施策等についてご説明いただきました。

また同日午後には、上田市「ささや」にて、長野県中小企業青年中央会の令和2年度県大会が開催されました。

今回は、一般財団法人長野経済研究所理事・調査部長の小澤吉則氏より、コロナ禍で変化する経済状況を踏まえた事業展開の在り方について、県内中小企業の具体的な事例をもとにご講演いただき、続いて、関東経済産業局の山中氏より午前と同テーマでお話いただきました。



事業再構築補助金など、各種制度の活用に関わる具体的な相談につきましては、本会でご支援いたしますので、ぜひお問い合わせください。



## 令和3年度のスタッフ紹介

本会のスタッフを紹介します。会員の皆様、本年度もよろしくお願ひ致します。

専務理事 井出 康弘

事務局長・総務部長 鈴木 幸一

### 総務部

総務課 課長補佐 井浦 奈津江  
 主任 白田 有紀  
 主任 林 夏子  
 主任 石崎 恵美

### 南信事務所

所 長 瀬戸口 俊二  
 副所長 楯 直之(飯田分室勤務)  
 主任 保尊 悟史  
 主 事 宮澤 健

### 連携支援部

部 長 宮尾 久美子  
 支援課 課 長 梨田 貴之  
 課長補佐 重野 崇  
 主 事 本間 崇久

### ものづくり事業推進部

本 部  
 部 長 畑山 佳久  
 参 事 渡辺 義作  
 サポーター 西條 経治  
 サポーター 田近 恵壽  
 サポーター 二條 範雄  
 パート職員 宮入 佳代子  
 サポーター 増田 隆司  
 サポーター 西村 昌二  
 サポーター 西 裕司  
 サポーター 倉石 文人  
 サポーター 田中 稔  
 パート職員 翁 奈津実  
 パート職員 松橋 あゆみ

### 連携開発部

部 長 緩詰 哲男  
 開発課 課 長 松田 基弥  
 課長補佐 新開 裕紀  
 主 査 宮崎 裕美子  
 主 査 土屋 明  
 主 事 鈴木 尚友

### 東信事務所

所 長 小池 昭雄  
 副所長 細田 拓也  
 主 査 緩詰 和恵  
 主 任 戸谷 隆広

### 中信事務所

所 長 馬場 智也  
 副所長 丸山 祥司  
 主 査 赤木 祐子  
 主 任 荒川 歩美  
 主 任 太田 佳代

### 南信事務所

サポーター 柳沢 道夫  
 サポーター 中村 健三  
 サポーター 両角 真澄  
 パート職員 宮坂 佐保里  
 サポーター 渡邊 敏夫  
 サポーター 山田 有  
 サポーター 大坪 修司

## 日本労働組合総連合会（連合）との 懇談会を開催

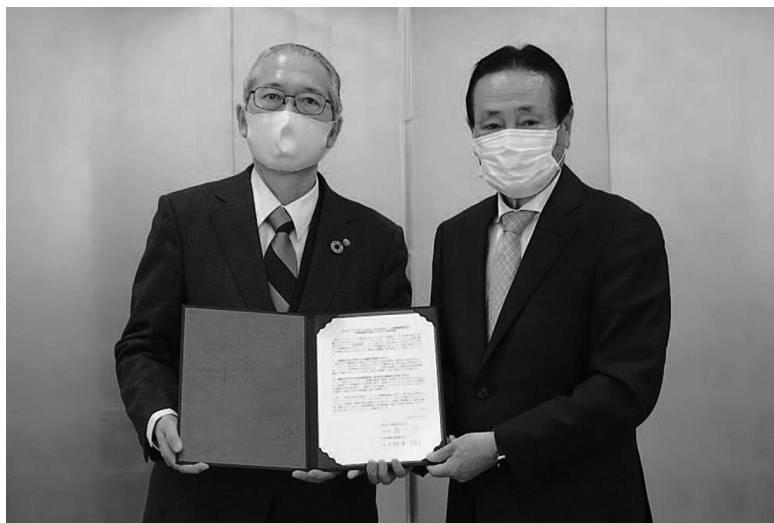
3月12日、全国中央会は、都内ホテルにおいて、日本労働組合総連合会（連合）との懇談会を開催し、コロナ禍における中小企業の課題等について意見交換を行い、引き続き連携して取り組むことを確認しました。

本会からは、森会長、平副会長（千葉県中央会会長）、佐藤専務理事等6名、連合からは神津会長等5名の幹部が出席しました。

佐藤専務理事より、中小企業の景況感、コロナ禍による影響、その対応として事業再構築、事業承継、経営資源集約化税制等の支援策について報告が行われたのち、コロナ禍における中小企業の課題等について意見交換が行われました。

意見交換では、平副会長から、在籍型出向制度による雇用の維持について意見が述べられたのち、森会長から、サプライチェーンにおけるマークアップ率が低位にとどまっている等取引力の強化のための取組みの重要性について、連合から、在籍型出向の支援に向けた地域の連合と中央会の連携推進等について活発な意見が交わされました。

最後に、森会長と神津会長による、在籍型出向の活用による雇用の維持および事業を守るための各種補助金・助成金の積極的な活用に向けた「共同談話」を表明し、閉会しました。



神津連合会長、森全中会長

# ZOOM UP!

ズームアップ! 組合の魅力発見

Vol.1

長野市権堂商店街  
協同組合

## 🔍 「権堂」の古い歴史

国宝善光寺のお膝元に位置する権堂商店街は、訪れた人に歴史的風格を感じさせる商店街です。かつて善光寺の被災時に仮堂の役割を果たしたことに由来して「権堂」という名がつけられました。また、江戸時代には善光寺参詣の精進落としの水茶屋が栄えた地でもあり、今もそれらの舞台となった名所旧跡が点在しています。

## 🔍 夢と語らいのまち「権堂商店街」

本商店街は歴史的風格だけでなく、楽しさや賑やかさも兼ね備えています。商店街通りには、長野県唯一の全天候型アーケードが架けられており、雨の日も風の日も買い物を楽しむことができます。



また、組合として毎年季節ごとに様々なイベントを実施しており、ハンギングバスケットで商店街に季節の花を飾る権堂花回廊や、頭上に迫力ある装飾が設置され、囲碁の百面打ちでも話題の長野七夕まつり、冬季に商店街を鮮やかに彩るイルミネーションなど、多くの方に親しまれています。

### 季節ごとの主なイベント

4月～11月	権堂花回廊
7月	長野七夕まつり
11月～3月	イルミネーション



## 🔍 組合一丸で取り組む商店街活性化

イベントの他にも、商店街で使える買物割引券を組合が発行して買い物客に配り需要喚起を図る取り組みや、商店街のお店を紹介するマップを作って設置するなど積極的に活動しています。

また、組合が中心となってコロナ対策を徹底しており、商店街全体の消毒を行ったり、消毒液を組合で一括購入して各組合員商店に設置してもらうなど、商店街を訪れた人が安心して買い物ができる環境を整えています。



## 🔍 ごん堂秋葉ベース(買物弱者の支援)

昨年10月、ごん堂秋葉ベースがオープンしました。イトーヨーカドー長野店の閉店により、買い物に困る近隣住民のための企画で、3店舗が出店し生鮮食品やお弁当、ホットドッグなどが販売されています。

ごん堂秋葉ベースは、イトーヨーカドーの跡地に後継店舗が開店するまで毎日開かれることになっており、他にも、土・日曜日には「にぎわいマルシェ」、月・木曜日には「ふれあい野菜市」が開かれています。

皆様もぜひお立ち寄りください。



理事長：市村 信幸  
設立：昭和40年4月28日  
TEL/FAX：026-232-1967  
住所：長野市権堂町2208  
HP：<https://nagano-gondo.com/>



組合一丸となって、長野市の文化を楽しく味わえるような商店街を目指しています。皆様もぜひ権堂商店街にお越しください。  
理事長 市村 信幸

# 好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.181

藤屋わさび農園有限会社（安曇野市）

栽培から加工まで一貫し、自社わさび商品を開発。  
SNSによる情報発信と大手企業との取引で海外市場へ。

## 栽培から加工まで一貫生産が強み

寿司や刺身には欠かせない、わさび。日本食ブームにともない、海外でも爆発的に需要が伸びています。



自社農園の生わさび

藤屋わさび農園は1936（昭和11）

年、わさびの仕入れ販売業として、国内トップの生産地、安曇野に創業。53年には自社栽培を始め、わさび漬け製造・販売専門店をオープンしました。その後、生産体制を強化し、自社栽培わさびを原料にしたオリジナル商品や、大手食品メーカー等向けの業務用食品を製造・販売しています。

望月秀文社長は2004（平成16）年に法人化以来、積極的に新たな試みに挑戦。わさびの鮮度を維持しながら長期冷凍保存する業界初の取り組み（平成28年度補正ものづくり補助金）や、わさびの除菌工程の作業効率を上げ生産性を大幅に向上させる設備の開発（平成29年度補正ものづくり補助金）は、地域同業他社の参考にもなっています。

同社の強みは、わさびの栽培から加工まで一貫して行い、鮮度の良い状態で商品化できること。また、大手食品メーカーとの取引や大手コンビニチェーンへの販売チャンネルを持ち、商品や一次加工品などの販売が確実にできることも強みです。

しかし課題は、生産キャパシティ。大手食品メーカーから海外向け練りわさびの増産依頼がありましたが、現状では1日400袋の生産が限界のため、経営上の大きな機会損失となる現実に直面しました。

## 海外市場への商品展開が可能に



葉わさび醤油漬

そこで同社は平成30年度補正ものづくり補助金を活用し、最新のペースト製造機械と真空脱気シーラーを導入。練りわさびの生産キャパシティの大幅な増強と、真空パッキングの処理能力を上げ、製造リー

ドタイムを短縮するという課題に取り組みました。

最新のペースト製造機「コミトロールプロセッサ」は単位時間あたりの処理能力が高く、連続投入も可能なため、生産キャパシティは3.75倍に。さらにペーストの粒の大きさを1.2ミリに均一化することでより食感を高め、品質向上も実現しました。



ペースト製造機  
「コミトロールプロセッサ」

ボトルネックとなっていた真空パッキング工程は、最新の真空脱気シーラーの導入により作業効率が5倍に向上。製造リードタイムも大幅に削減できました。今回の取り組みにより大手食品メーカーからの要望をクリア。その販売チャンネルを通じて海外市場への商品展開が可能になりました。

同社はかねてから積極的に海外に情報発信。望月社長の長男、啓市氏は「SNSを活用してわさ



真空脱気シーラー

びを世界に売り込む若手農家」として全国放送や海外メディアにも取り上げられています。今後も情報発信に力を入れ、安曇野産わさびを世界に販売していくことで地域に貢献したいと考えています。



## 藤屋わさび農園有限会社

代表 代表取締役 望月 秀文  
創業 1936（昭和11）年  
資本金 1,000万円  
従業員数 8名  
本社 安曇野市穂高6670



TEL.0263-82-2028 FAX.0263-82-8540  
事業内容 わさびの栽培、わさび商品の製造・販売、卸  
<http://fujiiwasabi.com/>

# 好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.182

有限会社塩澤工芸（高森町）

伝統の手づくり組子をアートインテリア作品に。  
生産性向上を実現し、世界を視野に販路拡大を目指す。

## “受け身”から“攻め”に転換

日本で長い歴史を持つ伝統の技、組子。小さな木片を組み合わせて精密な模様をつくりあげる建具製作技術



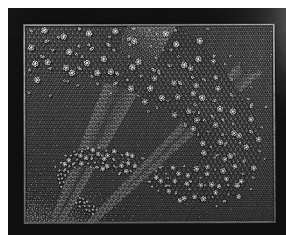
「夏障子」内閣総理大臣賞受賞作品

の中で最も高度な技術といわれ、座敷の書院障子や欄間などの装飾に使われています。

塩澤工芸は2000（平成12）年、塩澤正信社長が組子職人として追求する組子工芸の製作・販売を目的に創業。その翌年、全国建具展示会において最年少（27歳）で内閣総理大臣賞を受賞する快挙を果たしました。その後、曲線を多用した作風を確立し、組子工芸アーティストとしてアートインテリア作品を中心に手がけています。

塩澤社長が組子に使うのは、200～2000年ほど土中にあった「神代」など32種類の銘木。ミリ単位に細かく刻み込んで仕上げた木片を一作品あたり数万個、すべて手作業で幾何学模様や花などの形に組み込んでいきます。作品完成まで平均2～3カ月。価格は数百万～数千万円にのぼり、顧客は個人の富裕層や企業などが大半となっています。

同社の強みは、生産体制を建具の「受注生産」から、組子工芸の「モデル作品展示型」へ、つまり“受け身”から“攻め”の販売に転じたこと。工房にギャラリーを併設し、組子の歴史や製作工程、木片などの部品、主な作品などを展示。来館者に塩澤社長の作風を見て感じてもらうことで受注につなげ、付加価値の高い作品づくりに結びつけています。価格も自社設定するため安定した収益確保が可能になりました。

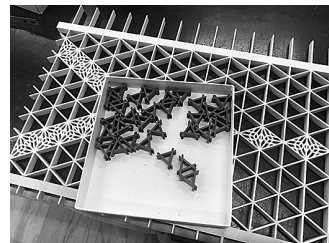


アートインテリア作品「願い」

もうひとつの強みは、後継者が育っていること。塩澤社長の4人の子ども達が技術、海外への販路拡大など、それぞれの得意分野で組子工芸の事業継承に取り組んでいます。

## 木片づくりの自動化を実現

同社にとって大きな課題は、1作品に平均12～13種類、5万～8万個も必要となる、木片の加工。数ミリから10分の1ミリ単位の加工を手作業で、しかも一つ一つを同じ精度



全自動NCラジアルソーによって製作した木片

に仕上げる非常に集中力と根気のいる作業です。これが全工程の半分を占めるため、納入できる作品は年間5～6点に限られます。

そこで同社は平成30年度補正ものづくり補助金を活用。最先端の加工機械全自動NCラジアルソーを導入し、木片づくりの自動化に取り組みました。その結果、加工時間は60%、作品全体にかかる時間も30%、それぞれ短縮し、生産性向上と従来10倍の精度向上を実現。その結果、年間9～10作品以上の製作が可能になり、売上げと収益の向上につながっています。



全自動NCラジアルソー

同社は木片づくりの自動化によって生まれた時間を有効に活かし、新商品開発や技術の向上、新たな顧客の開拓を目指した取り組みも進めています。



## 有限会社塩澤工芸

代表 代表取締役 塩澤 正信  
創業 2000（平成12）年10月  
資本金 300万円  
従業員数 3名  
本社 下伊那郡高森町山吹977  
TEL.0265-48-6047 FAX.0265-48-6048  
事業内容 組子細工製作・販売  
<https://shiozawa.jp>







Chino City  
茅野市



茅野市は八ヶ岳の西麓に位置し、四季折々の美しい自然に満ち溢れた高原都市です。

商工・観光・農業などの各種産業がバランスよく調和し、また当市が出発点となるビーナスライン沿いには蓼科、白樺湖、車山高原などの高原リゾート、そして約1万戸の別荘があり、全国から多くの方が訪れています。

「第2次茅野市地域創生総合戦略」で掲げる“若者に選ばれるまち”の実現を目指し、茅野駅直結のコワーキングスペース「ワークラボ八ヶ岳」の利用促進や公立諏訪東京理科大学と連携して地域の「ものづくり」技術とLPWA（省電力広域ネットワーク）通信技術とを結びつける「スワリカブランド」創造事業、自然を活かしたリゾートテレワークを推進する取り組みをしており、また、AIを活用した新しい公共交通システムなど、AIやIoT、情報連携などの先端技術を活用した快適で暮らしやすいまちづくりを進めています。



東山魁夷の作品のモチーフとなった御射鹿池



新しい感性が集うワークラボ八ヶ岳



気象条件が整えば「雲海」が出現する車山



江戸時代から続く地場産業の天然角寒天づくり

茅野市は10年先、20年先の未来を見据え、AIやIoT、情報連携等の先端技術を活用した新しいサービスの展開による暮らしやすいまちの構築や、企業への先端技術の実証実験フィールドの提供による企業誘致、また、新たな市民と地元市民との間に「結」を構築し、交流を促すことで様々な「市民」がお互いに刺激を与えあう。そんな、新しい地方創生の姿を目指しています。



茅野市長  
今井 敦

## 外国人材受け入れと在留資格

長野県行政書士会では、この度長野県からの受託事業として『長野県外国人材受入企業サポートセンター』の運営を開始いたしました。1月中旬の開所以来、県内の企業から、「技能実習」「特定技能」をはじめとする在留資格に関するご質問が多く寄せられています。新型コロナウイルス感染症に関する水際対策のために新たな外国人材の入国が厳しく制限されている影響が、現在本邦に在留中の外国人材の転職や、就職を希望する留学生に関するものが目立ちます。外国人を採用する際には、労働関係諸法令に加え、出入国管理及び難民認定法（入管法）を遵守する必要があります。入管法では、「一人に一つの在留資格」と定められており、本邦に中長期にわたって在留中の外国人はそれぞれの活動に応じた在留資格が記載された在留カードを携帯しています。つまり、在留カードに記された活動以外はできないということなのですが、在留資格を見ただけでは詳しい活動内容までは判断できません。活動内容を把握しないまま雇用契約を結んでしまうと、在留資格変更や在留期間更新の申請の際に在留資格該当性がないと判断され、仕事を続けられなくなる恐れがありますので、採用を検討する段階でのマッチングは非常に重要です。

そこで今回は、いわゆる『就労系』在留資格と、パート・アルバイトとして働くことのできる在留資格を中心に、具体的な職種を挙げながらご説明します。

### 1. 技術・人文知識・国際業務

最も目にする機会が多い在留資格かもしれません。3つの分野を合わせて一つの在留資格となっています。いずれの分野においても、技術や知識などの専門性が必要な業務に従事することが求められ、単純作業とみなされるサービス業務や製造業務を行うことは認められません。

**【技術】**「自然科学に分野に属する技術又は知識を必要とする業務」とされ、具体的には設計、プログラミング、技術開発等が該当します。大学・短期大学等又は専門学校を卒業していること、10年以上の実務経験があることのいずれかが許可の主な要件となります。海外の大学・短期大学等を卒業した場合は要件を満たしますが、専門学校については本邦の専門学校を卒業して専門士の称号を得ることが必要です。

**【人文知識】**「人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務」とされ、具体的には会計業務、販売、営業等が該当します。技術と同様の要件に該当することが求められます。

**【国際業務】**「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」とされ、具体的には翻訳・通訳、語学の指導、広告・宣伝、海外取引業務、デザイン等が該当します。3年以上の実務経験が必要ですが、大学等を卒業して翻訳・通訳又は語学の指導に従事する場合には実務経験がなくても許可の可能性がります。

### 2. 留学 / 家族滞在

これら2種類の在留資格は、資格外活動として1週につき28時間以内の就労が認められています。資格外活動が許可されている場合は在留カードの裏面にその旨の記載があります。時間についてのルールさえ守れば工場やコンビニ等での単純作業に従事することも可能です。ただし、いわゆる風営法の許可・届出が必要な職種に就くことはできません。

卒業を控え、就職を希望する留学生を前述の技術・人文知識・国際業務の在留資格で採用する場合にも注意しなければならない点があります。いわゆる『留学生』が在籍する『学校』は大きく分けて3つあります。大学・短期大学・大学院、専門学校、日本語教育機関です。大学・短期大学・大学院の学生は、卒業（修了）後の進路について、それほど厳しい制約は

課されません。一方、専門学校生は、履修科目と業務内容の一致が厳格に求められる傾向にありますので、採用決定にあたっては、より慎重に判断する必要があります。また、日本語教育機関の学生については、来日前の学歴や実務経験によって就職の可否が決まりますので、面接等での徹底したヒアリングが重要です。

### 3. 技能実習

これまでは3年あるいは5年で帰国することが前提で転職は不可能な在留資格でしたが、コロナの影響により、実習先を解雇されたり実習を修了しても帰国できないケースが出てきました。後述する特定技能制度の14分野に属する職種に限られるものの、採用が可能な場合もあります。ただし、原則として従前の監理団体等からの書類等が求められますので注意が必要です。

### 4. 特定技能1号

2019年4月に運用が始まった新しい在留資格です。労働力が不足しているとされる14の特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業）に限り外国人労働者を受け入れるというものです。転職が可能な在留資格ですが、従前と異なる分野への転職はできませんので、採用する場合は該当する分野の特定技能評価試験合格が条件となります。

### 5. 特定活動

他の在留資格に該当しない活動の場合に「法務大臣が個々の外国人について特に活動を指定する」在留資格です。活動内容については、パスポートに添付された指定書で確認します。

**【特定活動46号】**本邦の大学または大学院で学位を取得していること、日本語能力試験N1レベルの高い日本語力があることが条件です。技術・人文知識・国際業務では認められないサービス業務や製造業務を行うことが可能な在留資格です。

**【雇用維持支援】**コロナの影響で失職した技能実習・特定技能・就労資格（技術・人文知識・国際業務等）、及び卒業した留学生が対象で、特定技能制度の14分野での就労を希望する場合に付与されます。1年以内に特定技能に変更することが条件となっています。

**【継続就職活動大学生・専門学校生】**大学等または専門学校を卒業した後も就職活動を続けるための在留資格です。『就労系』在留資格の要件を満たせば雇用することができます。

**【6か月・就労可】**コロナの影響を受けた元留学生、元技能実習生、技術・人文知識・国際業務の資格で在留していた外国人が主に該当します。雇用できる可能性はありますが、元の在留資格によって要件が異なりますので、注意が必要です。

在留資格については、従来のルールに加えて新型コロナによる帰国困難者救済や雇用維持支援のための特例が多いため、出入国管理に関する一定の研修を受けた申請取次行政書士でも判断に迷うケースがあるのが実情です。本欄でご説明した内容は制度のほんの一部にすぎません。外国人材の受け入れに関してご不明な点は、長野県外国人材受入企業サポートセンターまでお気軽にご相談ください。また、出入国在留管理局では、在留カード等が偽変造されたものでないことを確認するアプリを開発、配布しています。以下のサイトをご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>

# 令和2年の長野県内における労働災害発生状況 ～死傷者数は3年連続で2,000人を超える高水準～

長野労働局労働基準部 健康安全課

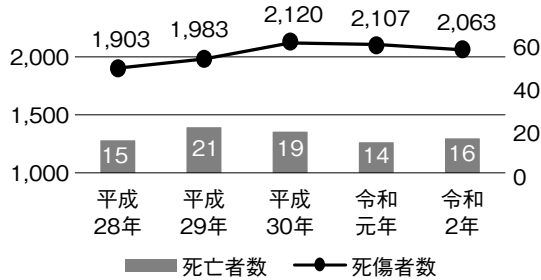
長野労働局では、令和2年の長野県内における労働災害発生状況をとりとまとめ、その結果を踏まえて、長野県中小企業団体中央会を含む35団体に労働災害防止対策の徹底を要請させていただきました。

## 1 令和2年の労働災害発生状況概要

### (1) 全体の傾向

労働災害による休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」といいます。）は2,063人、死亡者数は16人となりました。死傷者数は暖冬による冬季転倒災害の減少や新型コロナウイルス感染症の影響もあって、前年比44人（2.1%）の減少となりましたが、死亡者数は2人増加してしまいました【図1】。

【図1】労働災害の推移

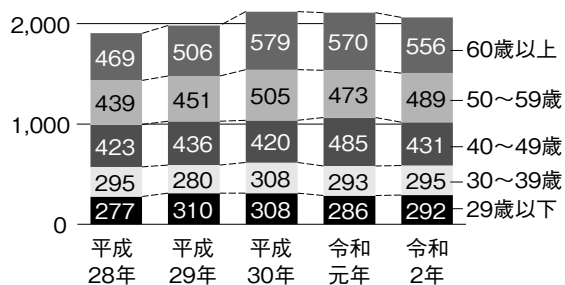


### (2) 特徴的な傾向

#### ① 高齢労働者の労働災害

60歳以上の高齢労働者の死傷者数は556人と、前年（570人）とほぼ同水準となりましたが、その割合は引き続き25%を超え、高止まりしています【図2】。高齢労働者は災害発生率が若年労働者と比較して高く、特に多い転倒災害や墜落・転落災害を中心に、身体機能の低下等の特徴を補う対策が必要になります。

【図2】年齢層別労働災害の推移

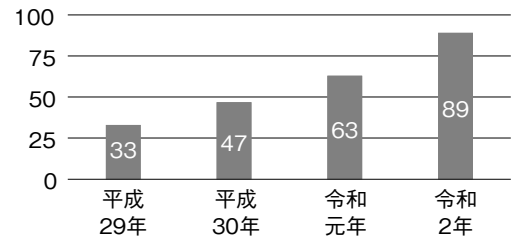


#### ② 外国人労働者の労働災害

外国人労働者の死傷者数は89人と、前年（63

人）から大きく増加しました【図3】。外国人労働者も、高齢労働者同様に災害発生率が高く、理由としては言語や文化の違いが大きくなっています。このため、例えば母国語による教育や危険箇所の掲示など、一定の工夫が必要です。

【図3】外国人労働者の労働災害推移



#### ③ 第3次産業における労働災害

新型コロナウイルス感染症の影響で、旅館業は前年(81人)から減少して43人となりました。一方で、卸売業・小売業(R 1:307人⇒R 2:333人)や社会福祉施設(R 1:157人⇒R 2:190人)では増加しました。労働者の高齢化が進んでいる業種ではありますが、卸売業・小売業は巣ごもり需要、社会福祉施設は感染予防のための業務複雑化といった要因が、増加に寄与したと考えられます。

## 2 事業場における労働災害防止対策

安全衛生対策は、事業場や個人の単位の取組のみならず、企業としての取組が非常に重要です。このため、企業のトップが、①全産業において労働災害が多数発生していること、②高齢労働者や外国人労働者の労働災害が増加傾向にあることを認識し、労働災害防止に向け方針表明を行い、設備・体制の再確認、安全衛生教育の推進について指示を行うことが必要です。

(問合先) 長野労働局 労働基準部 健康安全課  
電話番号：026-223-0554



# 各種サービスのご紹介

ETC 車載器の  
販売、セットアップ  
できます。

## 大口・多頻度割引制度 (後払制度)

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。  
但し、1 台月額 3 万円以上となります。

### ITS-TEA

一般財団法人 ITS サービス高度化機構

## 法人会員の ETC カードによる割引制度 (後払制度)

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

中小企業・個人事業所の

# 大黒柱

## 休業支援共済

持病を  
お持ちの方も  
ご相談  
ください。

### 共済商品の内容

保障のコース	① 入院共済金 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上入院	30日以上入院した場合 の合計額 (①+②)
100万円 コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で70万円	100万円
50万円コース	1日につき5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で35万円	50万円
30万円コース	1日につき3,000円 入院共済金支払限度9万円	一時金で21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

# 0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田 2丁目 20-26 トキタビル3階

【中信支部】松本市中央 1丁目 23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島 2丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルバース1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

# 経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー  
大樹生命



## 従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、  
安定した退職金準備が  
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社  
大樹生命保険株式会社



## 経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱\* (月払)の場合、  
一般扱(口座振替月払等)で  
ご契約いただくよりも、  
保険料が割安になります!

**オーナーズプラン**  
経営者の  
各種リスクマネジメントのために  
**パートナーズプラン**  
役員・従業員の皆さまの  
保障準備をサポート



## 業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる  
従業員さまのケガなどのリスクに  
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
業務災害補償保険 取扱代理店  
大樹生命保険株式会社



- \* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585  
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 026-226-2820  
松本営業部 0263-35-8519  
飯田営業部 0265-24-4980

諏訪営業部 0266-52-1356  
あづみ野営業部 0263-84-0256  
東御営業部 0268-64-5413

佐久営業部 0267-62-0358  
上田営業部 0268-24-2755

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)  
R-2021-1001 (2021.4)



# 令和3年度 長野県中小企業団体中央会 理事会・通常総代会開催のお知らせ

## ◎理 事 会

**日時** 令和3年4月28日(水)午後0時30分

**場所** 長野市「ホテル信濃路」

## ◎通常総代会

**日時** 令和3年5月25日(火)午後2時

**場所** 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、最少人数での開催を予定しております。  
詳しくは、お送りするご案内をご覧ください。

## 令和3年度 支部総会日程

支部名	日 程	時 間	会 場
松 本 支 部	5月10日(月)	午後4時	松本市「モンターニュ松本」
北 信 支 部	5月11日(火)	午後4時	中野市「魚がし」
長 野 支 部	5月12日(水)	午後4時	長野市「ホテルメトロポリタン長野」
大 北 支 部	5月12日(水)	午後4時	大町市「中心市街地多目的ホール」
上 小 支 部	5月13日(木)	午後3時30分	上田市「ホテル祥園」
木 曾 支 部	5月13日(木)	午前11時	木曾町「いわや」
佐 久 支 部	5月17日(月)	午後3時30分	佐久市「佐久グランドホテル」
諏 訪 支 部	5月21日(金)	午後4時	諏訪市「RAKO華乃井ホテル」
上伊那支部	未 定		
下伊那支部	未 定		

※あくまでも現時点での予定ですので、変更の可能性がございます。詳細につきましては、お送りする案内をご覧ください。

☆働きやすい職場環境づくり  
「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ  
“あなたにもできる。”  
ライフスタイルの見直しで、  
1人1日1kgのCO<sub>2</sub>削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成  
退職金は、国の制度を買く活用

中退共 小企業  
退職金 積立制度

「中退共」で  
検索!

<http://chutaikyotaisyokukin.go.jp/>  
【国】勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

## 月刊 中小企業レポート MONTHLY REPORT

2021

4

No.533

第533号 令和3年4月10日発行  
発行人 井出 康弘

発行所 長野県中小企業団体中央会  
長野市中御所岡田町 131-10  
長野県中小企業会館内4F  
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社



長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11

TEL:026-234-0145

諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6

TEL:0266-52-6600

松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27

TEL:0263-35-6211

新型コロナウイルス感染症に関する  
商工中金の対応について

商工中金は、「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を開設し、  
影響を受けた中小企業の皆さまの資金繰り相談等に対応しております。  
〈お問い合わせ先〉0120-542-711（平日および土日祝日 午前9時～午後5時）



人を思う。未来を思う。

商工中金